地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、 随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和5年2月24日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 山田忠晴

記

- 1 監査の種類 随時監査「令和2年度定期監査における指摘事項の措置報告の確認調査」
- 2 監査の対象 生活排水対策課
- 3 監査の着眼点 前回監査指摘事項は措置報告どおり改善されているか。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和5年1月18日~2月21日

7 監査の結果

令和3年度下水道事業の雨水幹線の修繕費について、予定価格130万円以下の修繕工事を対象に調査したところ、全15件のうち10件は適正な指名業者数で見積合わせを行っており、その他5件は緊急修繕工事として1者随意契約で実施していた。通常の修繕工事ではなく緊急扱いとする際の判断については、再発防止措置報告のとおり、経費執行伺の段階で所属長へ口頭で報告するとともに、経費執行伺に指示書案を添付して決裁を受けることにより決定していることを確認した。

しかしながら、各工事の工期について、指示書に記載された期間と請書の工事期間が異なり、指示書では10日又は15日の期間であるのに対し、請書では約30日間となっていた。これは、指示書の期間が現場の工事が完了するまでに要する日数であるのに対し、請書では、現場の工事のほか工事写真や出来形図等の竣工書類の作成等に必要な日数を追加した期間であることによるものだった。現場を速やかに復旧させるため、現場工事にかかる期間をまず指示書で受託者に示し、確認を得た上で、全工程の期間は請書で別途示していたものであったが、当該指示書と請書ではその意図が確認できず、工期が不一致となっていることから、指示書の記載内容を改善し工期に疑義が生じることのないよう改められたい。